

寄付金の本質と対策(1)

経済的利益 という課題



贈与
無償の供与
低額譲渡

(2) 寄付金の本質と利益処分

経済的利益 (贈与・無償の供与・低額譲渡)

(37条 項) 事業遂行に関係ない支出 (利益処分と定義)

一般の寄付金 (37条 限度計算)

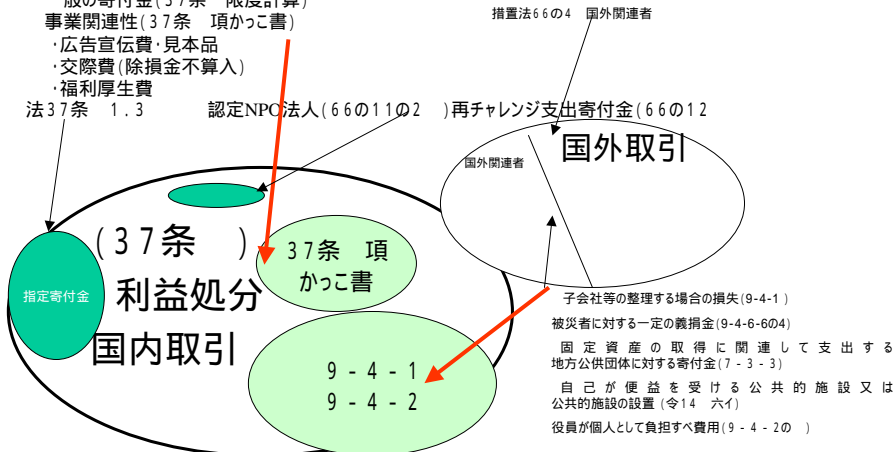
事業関連性 (37条 項) かつ書

- ・ 広告宣伝費・見本品
- ・ 交際費 (除損金不算入)
- ・ 福利厚生費

法37条 1.3

認定NPC法人 (66の11の2) 再チャレンジ支出寄付金 (66の12)

措置法66の4 国外関連者



(3) 寄付金の本質の学説

松沢法的基準説

贈与(民549条)契約の有無……	yes	no
贈与の意図(目的)……	yes	no
事業関連性(法2条の2)……	yes	no
寄付金以外の費用又は損失と すべき事業性の合理性……	yes	no

< yes > すべてyesの場合(法37条7項カッコ書) 寄付金以外の費用損失	< no > 寄付金(法22条5項) 隠れた利益処分
--	----------------------------------

経済的基準説

事業との関連が判然としない
国が一部を負担する効果

一段階説(金子教授)
二段階説(旧多数説)

(4) 再建支援等事案検討項目

法基通9-4-1(子会社から撤退費用)

法基通9-4-2(子会社の再建費用)

事前相談制度

9-4-1、9-4-2にそった形での支援を行う場合には、諸条件を総合的に勘案する必要がある。なお、国税庁では再建支援等事案に係わる事前相談を受け、支援者が行う損失負担等が寄付金に該当するか否かを検討する旨を公表している。

再建支援等事案に係わる検討項目およびその概要

検討項目およびその内容

